

長崎市規則第 97 号

長崎市公共施設案内・予約システムの運用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 8 日

長崎市長

鈴木 史朗

長崎市公共施設案内・予約システムの運用等に関する規則の一部を改正する規則

長崎市公共施設案内・予約システムの運用等に関する規則（平成 8 年長崎市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。